

嘉島町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画策定業務委託仕様書

1 委託業務名

嘉島町第4次健康増進計画・第3次食育推進計画・第2次自殺対策計画策定業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 委託業務の内容

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析（現状分析）

健康増進、食育推進及び自殺対策についての社会情勢や国、県の施策、嘉島町の地域特性などの概要を、国や県の関連計画、統計データ、資料や嘉島町が提供する資料をもとに整理分析を行う。

(2) 住民意識調査

住民の生活実態や健康状態、健康水準や食育、自殺問題に対する意識や行動等の把握を行い、計画策定の基礎資料とする。

受託者は次の【住民意識調査の実施概要】①～④各々の調査票案の設計・補修正、回収、回収調査票の点検、データ入力、集計・分析作業、自由記述の入力、集計結果の分析・作表・グラフ化等報告書の作成・修正、課題抽出、集計結果表・報告書等電子データの提出（Word 及び Excel）を行う。

【住民意識調査の実施概要】

調査対象とサンプル数	① 20歳以上：1,500件 ② 高校生：120件 ③ 中学2年生：120件 ④ 小学5年生：120件
調査方法	① と②は郵送配布・回収、③と④は学校等を通じた配布・回収
調査票の種類	4種類
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問のクロス集計
その他	アンケート回収率の向上策も含めて提案する。 分析にあたっては、国・県データとの比較を行う。

(3) 庁内関係課に対する調査

庁内関係各課における健康増進・食育推進・自殺対策関連施策の現状を把握し、今後

の施策方針や連携体制を構築するため、関係各課に調査を実施する。調査方法については受託者にて調査シートを作成し、各担当課がシートに必要事項を記入する。各担当課への配布・回収は委託者が行い、受託者が結果の取りまとめを行う。

(4) 会議等の運営支援

計画内容を審議するために住民等で構成される計画策定委員会（2回程度開催予定）等の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに出席・説明し、協議事項に関するアドバイス等の支援や会議終了後の会議録の作成を行う。

(5) 課題の整理・抽出

基礎的な地域データやアンケート調査などの結果から、健康増進・食育推進・自殺対策に関する施策を実施するうえでの課題を整理し、ライフステージや地域性に着目しながら、重点課題を抽出する。

(6) 検証可能な重点施策・数値目標の検討

重点施策・数値目標の検討にあたっては、国・県の施策及び嘉島町の関連計画との整合性を図ったうえで、検証可能な評価指標を設定する。

(7) 計画骨子案・素案の作成

上記の調査結果を踏まえて本計画の基本課題や施策方針を整理し、ライフステージや地域性に着目しながら、重点課題を抽出する。

(8) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを嘉島町が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(9) 情報提供支援

本計画委託期間中において、計画に記載する施策や計画策定後の進行管理の参考資料とするため、全国の健康増進・食育推進・自殺対策に関する取り組みを、受託者において調査する。自治体属性の比較もできるよう当該団体の人口等の基本情報や、取り組みを行う担当部署、組織の目的やそれによる成果などを取りまとめ、本町に提供すること。

また、本業務で策定する各計画は、それぞれの健康増進法・食育推進法・自殺対策基本法に基づくものであることから、計画策定期間中において、受託者は上記法律の改正の有無を調査すること。

4 成果品

- (1) 調査分析等結果報告書
製本1部（A4版、両面印刷）及び電子データ（Word又はExcel）
- (2) 計画素案
印刷物1部及び電子データ（Word又はExcel）
- (3) 計画書本編
（A4版印刷製本、表紙4色、本文1色、150頁程度、100部）
- (4) 計画書概要版
（A4版4頁程度、カラー、500部）
- (5) 計画書電子データ（Word又はExcel、PDF）
- (6) 計画策定に関し作成した基礎資料
電子データ（Word又はExcel）

5 その他

- (1) 受託者は、業務に精通した経験者を業務責任者とし、業務の全般にわたり管理するものとする。
- (2) 受託者は、国が示す基本指針等の内容に沿って業務を進めるものとし、今後、新たに指針等が示された場合は、当該指針等を踏まえた内容とすること。
- (3) 受託者は、嘉島町と綿密な協議を行い、業務を進めることとする。
- (4) 受託者は、個人情報保護に関する法律や嘉島町個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後又は契約解除後も同様とする。
- (5) 受託者は、本業務の全部又は一部を町の許可なく第三者に委託してはならない。
- (6) 本業務の成果品の著作権は、嘉島町に帰属し、町の許可なく公表、貸与、使用してはならない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、町と受託者で協議して決定するものとする。